

# 令和元年6月定例会 こんなことが審議されました

(主なものを抜粋しています。)

## 【公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備について】

**反対意見** 健康で文化豊かな地域社会をつくるために、何よりもまず住民自身で運営されるべきとされる社会教育施設・公民館については、無料が原則であり、改定に反対する。

**賛成意見** 今回は料金体系を時間割にするなど実態に即した改定である。運用面での減免団体については、下記7つの項目を実行することを前提として、賛成する。

## 【一般会計補正予算】

### ●並行在来線運行支援事業費

北陸新幹線弦が開業後、JR経営分離後の並行在来線準備会社設立時の第1次出資金を負担するもの。

### ●地域産業振興補助金の減額補正

### ●プレミアム付き商品券事業費

### ●文化センターの耐震補強工事費

## 【森林環境譲与税基金条例の制定について】

放置林の管理・林業振興促進のため、国が森林環境譲与税を創設する。その予算と事業管理等の基金を設立するもの。

詳しくは下記(または次ページ)の委員会審議へ

## 委員会審議

### 公共施設使用料改定特別委員会

#### 【公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備について】

先の第417回3月定例会において、公共施設使用料改定特別委員会が設置され、付託の上、閉会中の継続審査となり、4月16日の特別委員会において、総務、産業建設および教育民生の分科会を設け、所管の公共施設



鯖江市郷陽会館

について審議した。総務分科会については、1日間、産業建設分科会については、2日間に、教育民生分科会については、3日間にわたり分科会が開会され、改正条例案および理事者提出の参考資料等に基づいて理事者の説明を受け、慎重に審議を行った。6月7日には、各分科会委員長から分科会での委員の主な意見と審議経緯等の報告を受けた上で、総括審議を行った。

#### 【運用面での7つの調整案】

- (1) 使用料の減免については、この条例が可決されたのちに決定していくとのことではあるが、議会とも十分に協議、調整の上、減免制度の運用を行うこと。
- (2) 使用料の減免制度の見直しにより、公共的団体等の市民活動を決して阻害しないこと。
- (3) 障がい者団体等についても、減免対象とすること。
- (4) 20%負担、70%負担については端数調整を行わず、10円単位とすること。
- (5) 各種利用団体に対し、十分な周知期間を設け、丁寧に説明し、理解を得ていくこと。
- (6) 消費税率を10月1日に8%から10%に引き上げる法案は、すでに可決成立、施行されているが、過去に2回延期された経緯もあり、今回も引上げが延期された場合は、使用料を消費税率8%として再算定し、本条例を改正すること。
- (7) 指定管理者に対する指定管理料については、使用料改定後1年間の実績をみて精査したいとの説明であったが、この場合においても議会と十分な協議を行うこと。